Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準1 教育の内部質保証システム

評価の視点

【重点評価項目】

1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。

【重点評価項目】

観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を 実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。

【留意点】

- 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。(改善への取組については 1 − 1 − ④で分析する。)
- 〇 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構(以下、「機構」という。)の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング*や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。
 - ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや 情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。
- 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。 る。
- 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。
- 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。
- 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。

関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■満たしていると判断する

□満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

- (1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための 方針を定めているか。
 - ■定めている
 - □定めていない

◆<u>資料 1-1-1-(1)-01</u> 実施の方針が明示されている規則が わかる資料

出典「福井高専学則(抜粋)第1条」

◇実施の方針が明示されている規程等

※本校学則第1条で、教育基本法、学校教育法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づいた目的を定め、同第1条の3において本校における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うことが定められている。

そして、第2項として、本校の総合的な状況について、文 部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものと されている。

- (2) (1) の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備しているか。
 - ■整備している
 - □整備していない

◇実施体制等がわかる資料(組織構成図、関連規程等)

資料 1-1-1-(2)-01 担当組織がわかる資料

出典「平成30年度学校組織図」

資料 1-1-1-(2)-02 実施体制がわかる資料

出典「教育システム推進委員会規則(抜粋)第3条」

<u>資料 1-1-1-(2)-03</u> 実施体制がわかる資料

出典「福井工業高等専門学校自己点檢·評価委員会規則 (抜粋)第3条।

<u>資料 1-1-1-(2)-04</u> 実施体制がわかる資料

出典「外部有識者会議規則(抜粋)第3条」

資料 1-1-1-(2)-05 実施体制がわかる資料

出典「JABEE 委員会規則(抜粋)第5条」

資料 1-1-1-(2)-06 実施体制がわかる資料

出典「学校運営会議規則(抜粋)第2条

※自己点検・評価を自ら行い、その結果を公表する自己点 検・評価委員会をはじめ、個々の委員会が年度ごとの PDCAの状況を把握している。加えて、各委員会から選出 された委員によって構成される教育システム推進委員会 はそれぞれの委員会に対してチェック、調整・橋渡し、フ オローアップを行っている。また、当該年度終了時に自己 点検・評価委員会が作成した自己点検・評価報告書は、外 部有識者会議にて点検され、その結果は学校運営会議にて 審議されている。

また、本校では、各委員会によるサイクル、学校運営会 議または教員会議の議を経るサイクル、第三者の意見を取 り入れる外部有識者会議によるサイクルの 3 つによって 自己点検・評価が行われている。

- (3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。
 - ■設定している
 - □設定していない

◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料(関連規程等)

<u>資料 1-1-1-(3)-01</u> 自己点検・評価の項目がわかる資料 出典「平成 30 年度 第 2 回教育システム推進委員会議 事録 資料(抜粋)p.3」

資料 1-1-1-(3)-02自己点検・評価の項目がわかる資料出典「平成 30 年度 JABEE 中間審査 自己点検書(自己 点検結果編)(抜粋)p.3-12」

※各委員会にて実施している PDCA サイクルの項目は、 教育システム推進委員会が一元管理している。

また、平成30年度に受審したJABEE中間審査では、 すべての基準・審査項目について対応がチェックされている。

【重点評価項目】

観点 1 - 1 - ② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

【留意点】

- 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR(インスティテューショナル・リサーチ)活動として実施している場合も考えられる。
- 〇 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構(以下、「機構」という。)の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング*や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。
 - ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや 情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。(1-1-1)の留意点の再掲。)
- 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検(分析)・評価されていること。(1-1-①(3)と関連。)

関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- ■満たしていると判断する
- □満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

- (1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。
 - ■収集・蓄積している
 - □収集・蓄積していない

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

◇収集・蓄積状況がわかる資料

<u>資料 1-1-2-(1)-01</u> 収集・蓄積の基準がわかる資料(一例) 出典「成績評価資料作成ガイドライン」

資料 1-1-2-(1)-02 エビデンスの点検担当がわかる資料 出典「平成 30 年度第 4 回教育システム推進委員会議事 録 資料」

<u>資料 1-1-2-(1)-03</u> 収集・蓄積状況がわかる資料(一例) 出典「エビデンスサーバ収集状況」

<u>資料 1-1-2-(1)-04</u> 収集・蓄積状況がわかる資料(一例) 出典「教育環境アンケート集計結果」

※本科、専攻科共通の成績資料作成の指針を示したガイドラインを設け、この方針に従って毎年度、エビデンスサーバに全科目の成績資料が保管されている。また、教育システム推進委員会が、各委員会の収集状況を一元的に把握し

福井工業高等専門学校 ている。 ◇担当組織、責任体制がわかる資料 (再掲)資料 1-1-1-(2)-01 担当組織がわかる資料 出典「平成30年度学校組織図」 <u>資料 1-1-2-(1)-05</u> 責任体制がわかる資料 出典「平成 30 年度 JABEE 中間審査 自己点検書(概 要編) p.5」 ◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料(何年 (2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ■実施している ごとに実施しているかがわかる資料も含む。) □実施していない ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施 頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われてい るかについて、資料を基に記述する。 (再掲)資料 1-1-1-(2)-01 自己点検・評価の体制がわかる 資料 出典「平成30年度学校組織図」 (再掲)資料 1-1-1-(2)-02 自己点検・評価の実施状況を定 めた資料 出典「福井工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則 (抜粋)第3条| 資料 1-1-2-(1)-06 自己点検・評価の実施状況がわかる資 出典「平成 29 年度 自己点検・評価報告書」 ※自己点検・評価規則に規定する自己点検・評価を毎年実 施し、自己点検・評価報告書として印刷媒体を発刊してい る。組織が年度単位で動き、自己点検・評価が毎年実施さ れているため、実施頻度は適切と判断される。

(3) (2) の結果を公表しているか。

■公表している

□公表していない

◇公表状況がわかる資料(ウェブサイトのアドレスの明示 でも可。)

https://www.fukui-nct.ac.jp/information/document/

【重点評価項目】

観点1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映 されているか。

【留意点】

- 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見が どのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。
- 〇 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。
- 〇 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行 われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- ■満たしていると判断する
- □満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

- (1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。(該当する選択肢にチェック■する。)
 - ■教員
 - ■職員
 - ■在学生
 - □卒業 (修了) 時の学生
 - ■卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生
 - ■保護者
 - ■就職·進学先関係者

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

◇各意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、 意見内容の例、アンケート結果集計表等。)

(再掲)<u>資料 1-1-2-(1)-02</u> 各意見聴取の実施状況がわかる 資料

出典「平成 30 年度第 4 回教育システム推進委員会議事録」

<u> 資料 1-1-3-(1)-01</u> 教員の意見聴取状況がわかる資料 出典「校長による教員個別面談スケジュール(年1回)」

<u>資料 1-1-3-(1)-02</u> 意見内容の例がわかる資料

出典「教員個別面談シート」

<u>資料 1-1-3-(1)-03</u> 職員の意見聴取状況がわかる資料 出典「職域長による面談通知例(年1回)」

資料 1-1-3-(1)-04 在学生の意見聴取状況がわかる資料 出典「平成 29 年度授業アンケート報告書(毎年度、全 科目で1回)」

資料 1-1-3-(1)-05 在学生の意見聴取状況がわかる資料 出典「平成 29 年度教育環境アンケート(毎年度、全学 年で1回)」

資料 1-1-3-(1)-06 在学生の意見聴取状況がわかる資料 出典「在学生自己点検書フォーマット(毎年度、全学年で1回)」

資料 1-1-3-(1)-07 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生の意見聴取状況がわかる資料(3年ごとに1度)出典「卒業生アンケート(H29年度)」

資料 1-1-3-(1)-08 保護者の意見聴取状況がわかる資料 出典「保護者授業参観アンケート状況(年 2 回)」

<u>資料 1-1-3-(1)-09</u> 保護者の意見聴取状況がわかる資料 出典「保護者面談実施通知例(年 2 回)」

<u>資料 1-1-3-(1)-10</u> 保護者の意見聴取状況がわかる資料 出典「個人面談通知例(年 2 回)」

<u>資料 1-1-3-(1)-11</u> 就職・進学先関係者の意見聴取状況が わかる資料

出典「企業・機関からの意見聴取(3年ごとに1度)」

◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所

<u>資料 1-1-3-(1)-12</u> 該当箇所がわかる資料

出典「平成 29 年度自己点検·評価報告書(抜粋)p.165(授 業アンケート) (2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評 ◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われている 価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行って ことを示す報告書等の該当箇所 いるか。(該当する選択肢にチェック■する。) 【在学生の意見聴取】 【在学生の意見聴取】 資料 1-1-3-(2)-01 学習環境の評価を踏まえた自己点検・ ■学習環境に関する評価 評価がわかる資料 ■学生による授業評価 出典「学習環境・教育環境アンケートに対する回答(H29 ■学生による教育・学習の達成度に関する評価 年度)」 (進級時等、卒業(修了)前の評価) (再掲) 資料 1-1-3-(1)-04 授業評価を踏まえた自己点検・ ■学生による満足度評価 評価がわかる資料 (進級時等、卒業(修了)前の評価) 出典「平成29年度授業アンケート報告書」 □その他 資料 1-1-3-(2)-02 教育・学習の達成度に関する自己点検・ 【卒業(修了)時の意見聴取】 評価がわかる資料 □卒業(修了)時の学生による教育・学習の達成度に関 出典「平成 30 年度 JABEE 自己点検書(添付資料編) する評価 p. 129(抜粋) □卒業(修了)時の学生による満足度評価 (再掲)資料 1-1-3-(1)-04 満足度評価を踏まえた自己点 □その他 検・評価がわかる資料 出典「平成29年度授業アンケート報告書」 【卒業(修了)後の意見聴取】 ■卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する 評価 【卒業(修了)後の意見聴取】 ■卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成 <u>資料 1-1-3-(2)-03</u> 卒業(修了)後の学習成果の効果に関す 果の効果に関する評価 る自己点検・評価がわかる資料 出典「卒業生・修了生等アンケート(3年ごと)」 □その他 【外部評価】 資料 1-1-3-(2)-04 卒業(修了)後の学習効に関する自己点 ■外部有識者の検証 検・評価がわかる資料 出典「平成30年度自己点検・評価委員会第1回議事 ■教育活動に関する第三者評価 (機関別認証評価、JABEE 等。) 録(抜粋)| □設置計画履行状況調査 □その他 【外部評価】 <u>資料 1-1-3-(2)-05</u> 外部有識者の検証に関する自己点検・ 評価がわかる資料 出典「平成 29 年度第 4 回教育システム推進委員会 議 事要旨| 資料 1-1-3-(2)-06 教育活動に関する第三者評価を踏まえ

◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を

出典「平成 30 年度 JABEE 中間審査 自己点検書(概

た自己点検・評価がわかる資料

要編) p.6」

記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。

【重点評価項目】

観点 1 - 1 - ④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

〇 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。

1-1-1-(2) と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。

○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE(日本技術者教育認定機構)によるJABE E認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価 の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事 項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- ■満たしていると判断する
- □満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

- 自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
- (1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。
 - ■整備されている
 - □整備されていない

◇実施体制がわかる資料(組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等)

(再掲)<u>資料 1-1-1-(2)-02</u> 実施体制がわかる資料(関連規定)

出典「福井工業高等専門学校自己点檢·評価委員会規則 (抜粋)第3条」

(再掲)<u>資料 1-1-1-(2)-01</u> 実施体制がわかる資料(組織相互 関連図)

出典「平成30年度学校組織図」

<u>資料 1-1-4-(1)-01</u> 実施体制がわかる資料(関連規定) 出典「教育システム推進委員会規則(抜粋) 第2条」

- (2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。
 - ■対応している
 - □対応していない
 - □指摘を受けていない

◇対応状況がわかる資料

<u>資料 1-1-4-(2)-01</u> 指摘事項がわかる資料

出典「平成 24 年度実施機関別認証評価評価報告書(抜 粋)p.5」

<u>資料 1-1-4-(2)-02</u> 対応状況がわかる資料

出典「平成 29 年度年度自己点検・評価報告書 p.87 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物収集運搬処理業務」

<u>資料 1-1-4-(2)-03</u> 対応状況がわかる資料

出典「安全衛生委員会規則(抜粋)第2条」

- (3) (2) 以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。
 - ■改善に向けた取組を行っている
 - □改善に向けた取組を行っていない

◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所

<u>資料 1-1-4-(3)-01</u> 自己点検・評価結果報告書の該当箇所がわかる資料

出典「成 29 年度 自己点検・評価報告書 p.26」

<u>資料 1-1-4-(3)-02</u> 第三者評価の該当箇所がわかる資料 出典「平成 30 年度 JABEE 中間審査自己点検書 概要 編 p.5(抜粋)」

<u>資料 1-1-4-(3)-03</u> 第三者評価の該当箇所がわかる資料 出典「平成 29 年度外部有識者会議報告書 pp.5-24」

◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料

(再掲)<u>資料 1-1-4-(3)-01</u> 自己点検・評価結果を受けた改善 善取組がわかる資料

出典「平成 29 年度 自己点検・評価報告書 p.26」

(再掲)<u>資料 1-1-4-(3)-02</u> 第三者評価結果を受けた改善取 組がわかる資料

出典「平成 30 年度 JABEE 中間審查自己点検書 概要編 p.5(抜粋)」

(再掲)<u>資料 1-1-1-(3)-02</u> 第三者評価結果を受けた改善取 組がわかる資料

出典「平成 30 年度 JABEE 中間審査 自己点検書(自己 点検結果編) pp.3-12|

(再掲)<u>資料 1-1-3-(2)-05</u> 第三者評価(外部有識者会議) を受けた改善取組がわかる資料

出典「平成 29 年度第 4 回教育システム推進委員会 議事要旨」

資料 1-1-4-(3)-04 第三者評価(外部有識者会議)を受けた改善取組がわかる資料

出典「平成 29 年度第 4 回教育システム推進委員会 会 議資料 No.1」

1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性 や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

関係する個別の委員会における自己点検の仕組み、その上位機関である学校運営会議または教員会議の議決を経る 仕組み、さらに外部有識者である第三者からの意見を取り入れる仕組み、以上3種の仕組みによって教育改善を継続 的に実施している。さらに個別の委員会より集まったメンバーにて教育システム推進委員会を組織し、教育点検項目 の確認と継続的な実施についてチェックが行われている。

評価の視点

1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れに関する方針(アドミッ ション・ポリシー)(以下「三つの方針」という。)が学校の目的を踏まえて定められていること。

(準学士課程)

観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定 められているか。

【留意点】

- 〇 ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 「卒業の認定に関する方針」(ディプロマ・ポリシー)については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考 え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイド ラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側(=学習者=学生)の立場に立って「何を身に 付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析する こと。
- 〇 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定 により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており(本評価書のⅡ目的に記載するもの。)、それ ぞれの目的と卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が、内容的に齟齬がないなど整合性を有している ことを分析すること。
- 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定める ことや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する 方針(カリキュラム・ポリシー)との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令 | (法)第117条 (施)第165条の2 (設)第17条第3~6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19 条、第20条

> 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラ ム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイ ドライン (平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- ■満たしていると判断する
- □満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

◇策定した卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリ

- (1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)を定めているか。(該当する 選択肢にチェック■する。)
 - ■準学士課程全体として定めている
 - ■学科ごとに定めている
 - □その他

(2) 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が、 「何ができるようになるか」に力点を置いたものであ り、かつ準学士課程全体、各学科の目的(本評価書Ⅱに 記載したもの。)と整合性を有しているか。

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

資料 1-2-1-(1)-01 卒業の認定関する方針(ディプロマ・ ポリシー)がわかる資料

出典「公式サイト ディプロマ・ポリシー」

https://www.fukui-nct.ac.jp/information/three/

<u>資料 1-2-1-(2)-01</u> ディプロマ・ポリシーの策定にあたり 審議内容がわかる資料

出典「平成28年度第2回教務委員会議事録」 <u>資料 1-2-1-(2)-02</u> ディプロマ・ポリシーの策定にあたり

- ■整合性を有している
- □整合性を有していない
- (3) 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。
 - ■示している
 - □示していない

審議内容がわかる資料

出典「平成 28 年度 第 3 回教務委員会議事録(抜粋)」 <u>資料 1-2-1-(2)-03</u> ディプロマ・ポリシーの策定にあたり 審議内容がわかる資料

出典「平成 28 年度 第 10 回教務委員会議事録(抜粋)」 <u>資料 1-2-1-(2)-04</u> ディプロマ・ポリシーの策定にあたり 審議内容がわかる資料

出典「平成 28 年度 第 11 回教務委員会議事録」 <u>資料 1-2-1-(2)-05</u> ディプロマ・ポリシーの策定にあたり 審議内容がわかる資料

出典「平成28年6月定例学校運営会議議事録(抜粋)」

※平成29年4月に公開したディプロマ・ポリシーは、平成28年度の教務委員会にて審議されたものである。各学科の教育目標、策定済みの各学科の基本方針、ならびに高専機構にフォーマットを勘案して策定した。

◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体 的に記述する。

観点 1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、卒業の認定に 関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められている か。

【留意点】

- 〇 ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)については、ガイドラインの3ページ上段の 基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページカリキュラム・ポリシーについて 等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 2 項において、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を有して定めることが求められている ことから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。
- 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。(卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。)
- 〇 (3) の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に必ず含むものとして想定している。

関係法令 | (施)第 165 条の2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条(第 7 項)、第 17 条の2

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラ ム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイ ドライン (平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- ■満たしていると判断する
- □満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

- (1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に 関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めているか。 (該当する選択肢にチェック■する。)
 - ■準学士課程全体として定めている
 - ■学科ごとに定めている
 - □その他
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラ ム・ポリシー)は、卒業の認定に関する方針(ディプロ マ・ポリシー)との整合性を有しているか。
 - ■整合性を有している
 - □整合性を有していない

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキ ュラム・ポリシー)

資料 1-2-2-(1)-01 教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) がわかる資料

出典「福井高専 HP 上のカリキュラム・ポリシー」

https://www.fukui-nct.ac.jp/information/three/

<u>資料 1-2-2-(2)-01</u> ディプロマ・ポリシーとの整合性につ いて審議内容がわかる資料

出典「平成30年度第15回教務委員会議事録」

<u>資料 1-2-2-(2)-02</u> ディプロマ・ポリシーとの整合性につ いて審議内容がわかる資料

出典「平成30年度第16回教務委員会議事録」

<u>資料 1-2-2-(2)-03</u> ディプロマ・ポリシーとの整合性につ いて審議内容がわかる資料

出典「平成30年度第17回教務委員会議事録」

<u>資料 1-2-2-(2)-04</u> ディプロマ・ポリシーとの整合性につ いて審議内容がわかる資料

出典「平成31年度第1回教務委員会議事録」

(再掲)<u>資料 1-2-1-(2)-05</u> ディプロマ・ポリシーの策定に あたり審議内容がわかる資料

出典「平成28年6月定例学校運営会議議事録」

※平成29年4月に公開されたディプロマ・ポリシーとカ リキュラム構成の整合性については、適宜見直しが図られ ている。

- ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的 に記述する。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラ | ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記 ム・ポリシー)は、どのような内容を含んでいるか。(該 当する選択肢にチェック■する。)
 - し、その状況がわかる資料を提示する。

- ■どのような教育課程を編成するかを示している
- ■どのような教育内容・方法を実施するかを示している
- □学習成果をどのように評価するかを示している
- □その他

観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて 明確に定められているか。

【留意点】

- 〇 ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)については、ガイドラインの3ページ上段の基本的 な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて 等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシー を定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
- 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像 (受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求 める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
- 〇 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協 働して学ぶ態度のことである。

関係法令 | (法)第57条、第118条(施)第165条の2

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライ ン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- ■満たしていると判断する
- □満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

- (1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する 方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。 (該当する選択肢にチェック■する。)
 - ■準学士課程全体として定めている
 - ■学科ごとに定めている
 - □その他
- (2) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポ リシー) は、学校の目的や学科の目的(本評価書Ⅱに 記載したもの。)、卒業の認定に関する方針(ディプロ マ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)を踏まえて策定している か。
 - ■目的・方針等を踏まえて策定している
 - □目的・方針等を踏まえて策定していない

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

◇策定した入学者の受入れに関する方針(アドミッショ ン・ポリシー)

<u>資料 1-2-3-(1)-01</u> 入学者の受入れに関する方針(アドミ ッション・ポリシー)がわかる資料

出典「公式サイト アドミッション・ポリシー」

https://www.fukui-nct.ac.jp/information/three/

資料 1-2-3-(2)-01 アドミッション・ポリシーがディプロ マ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえて策定 されていることがわかる資料

出典「平成 31 年度新入生募集要項」

(再掲)資料 1-2-2-(2)-03 ディプロマ・ポリシーとの整合 性について審議内容がわかる資料

出典「平成30年度第17回教務委員会議事録」

資料 1-2-3-(3)-01 入学者選抜の基本方針がわかる資料

- (3) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポ **リシー)** には、「入学者選抜の基本方針」を明示してい │ 資料 1-2-3-(4)-01 求める学生像がわかる資料 るか。
 - ■明示している
 - □明示していない
- (4) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポ リシー)には、「求める学生像(受け入れる学生に求め る学習成果を含む。)」を明示しているか。
 - ■明示している
 - □明示していない
- (5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要 素」に係る内容が含まれているか。
 - ■含まれている
 - □含まれていない

出典「平成 31 年度学生募集要項 p.7」

出典「平成 31 年度学生募集要項 p.6」

資料 1-2-3-(5)-01 学力の 3 要素がわかる資料

出典「平成 31 年度学生募集要項 p.1|

※平成29年4月に公開されたディプロマ・ポリシーと、 カリキュラム・ポリシーに則した教育カリキュラムとの整 合性は、適宜見直しが図られている。

◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体 的に記述する。

(専攻科課程)

観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定 められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。

関係法令

| (法)第119条第2項 (施)第165条の2 (設)第17条第3~6項、第17条の2、第17条の3、第18 条、第19条、第20条

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラ イン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- ■満たしていると判断する
- □満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

- (1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)を定めているか。(該当する 選択肢にチェック■する。)
 - ■専攻科課程全体として定めている
 - ■専攻ごとに定めている
 - □その他
- (2) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー) が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科 課程全体、各専攻の目的(本評価書Ⅱに記載したも の)と整合性を有しているか。
 - ■整合性を有している
 - □整合性を有していない

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

◇策定した修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリ シー)がわかる資料

資料 1-2-4-(1)-01 修了認定に関する方針 (ディプロマ・ ポリシー)がわかる資料

出典「公式サイト ディプロマ・ポリシー」

https://www.fukui-nct.ac.jp/information/three/

<u>資料 1-2-4-(2)-01</u> 専攻科のディプロマ・ポリシーの策定 にあたり審議内容がわかる資料

出典「平成28年度第14回専攻科委員会議事録」

資料 1-2-4-(2)-02 専攻科のディプロマ・ポリシーの策定 にあたり審議内容がわかる資料

出典「平成28年度第16回専攻科委員会議事録(抜粋)」

- (3) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー) の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確 に示しているか。
- ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。

- ■示している
- □示していない

観点 1 - 2 - ⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-②の留意点に準ずるものとする。

関係法令

(施) 第 165 条の 2 (設) 第 15 条、第 16 条、第 17 条 (第 7 項)、第 17 条の 2

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- ■満たしていると判断する
- □満たしていると判断しない

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

- (1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施 に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めてい るか。(該当する選択肢にチェック■する。)
 - ■専攻科課程全体として定めている
 - ■専攻ごとに定めている
 - □その他
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性を有しているか。
 - ■整合性を有している
 - □整合性を有していない

自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー) がわかる資料

<u>資料 1-2-5-(1)-01</u> 専攻科の教育課程及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)がわかる資料

出典「公式サイト カリキュラム・ポリシー」

https://www.fukui-nct.ac.jp/information/three/

<u>資料 1-2-5-(2)-01</u> ディプロマ・ポリシーとの整合性について審議内容がわかる資料

出典「平成 28 年度第 15 回専攻科委員会議事録(抜粋)」

- ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体 的に記述する。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、どのような内容を含んでいるか。 (該当する選択肢にチェック■する。)
 - ■どのような教育課程を編成するかを示している
 - ■どのような教育内容・方法を実施するかを示してい

Z

■学習成果をどのように評価するかを示している

◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記 し、その状況がわかる資料を提示する。

- □目的・方針等を踏まえて策定していない
- (3) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。
 - ■明示している
 - □明示していない
- (4) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか。

出典「2020年度専攻科学生募集要項 p.1」

<u>資料 1-2-6-(5)-01</u> 学力の 3 要素がわかる資料

出典「2020年度専攻科学生募集要項 p.13」

◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的 に記述する。

福井工業高等専門学校 ■明示している □明示していない (5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要 素」に係る内容が含まれているか。 ■含まれている □含まれていない 1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性 や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 該当なし 評価の視点 1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。 観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。 【留意点】 〇 (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実(外国語科目の充実や、実 務教育科目の充実等。)により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析す ること。 関係法令 | (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条 観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない 自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■) 自己点検・評価の根拠資料・説明等欄 (1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等 ◇点検を行う体制がわかる資料(関連規定等、三つの方 を把握し、適宜点検する体制となっているか。 針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定 ■なっている めているもの。) □なっていない (再掲)資料 1-1-1-(2)-02 実施体制がわかる資料 出典「福井工業高等専門学校自己点檢·評価委員会規則 自己点検・評価委員会規則」 ◇点検の実情に関する資料 (実績) (2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等 (再掲)資料 1-2-2-(2)-03 ディプロマ・ポリシーとの整合 を把握し、適宜点検しているか。

■点検して、改定している

□点検した上で、改定を要しないと判断している

□点検していない

性について審議内容がわかる資料

出典「平成30年度第17回教務委員会議事録」

資料 1-3-1-(2)-01 三つの方針について点検を行っている ことが分かる資料

出典「教員会議資料 (H31.3.19)」

資料 1-3-1-(2)-02 三つの方針について点検を行っている ことが分かる資料

出典「教員会議資料(H31.3.19)」

(再掲)<u>資料 1-2-2-(2)-04</u> ディプロマ・ポリシーとの整合 性について審議内容がわかる資料

出典「教員会議資料(H31.4.23)」

<u>資料 1-3-1-(2)-03</u> 三つの方針について点検を行っている ことが分かる資料

出典「教員会議資料 (H31.4.23)」

1-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性 や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準 1

優れた点

- ・関係する個別の委員会における自己点検の仕組み、その上位機関である学校運営会議または教員会議の議決を経る 仕組み、さらに外部有識者である第三者からの意見を取り入れる仕組み、以上3種の仕組みによって教育改善が継続 的に実施されている。
- ・認証評価基準や JABEE 基準に則した自己点検ならびに評価を行う自己点検・評価委員会に加え、個別の委員会より集まったメンバーにて教育システム推進委員会を組織し、教育点検項目の確認と継続的な実施についてチェックを行っている。
- ・自己点検・評価の結果はJABEEや外部有識者会議などの外部評価を受けたうえで、結果を公表している。
- ・三つの方針が学校の目的に沿って策定され、社会の状況変化等に対応すべく、点検・改訂が行われている。
- ・学校の目的に沿った準学士課程全体の方針を示すことに加え、学科ごとに三つの方針を示し、目指すべき目標像を 学生に分かりやすく示している。

改善を要する点

これまで卒業(修了)時の学生に対する意見聴取を行う機会を設けていなかった。これは、卒業(修了)直後でない卒業生・修了生からのアンケートや、進路先からのアンケートにより、学習・教育・研究の成果が判断できると考えていたからである。社会に出る前の卒業(修了)直後の学生に対して、どのような意見聴取を行えば客観的に学習・教育・研究の成果が評価できるのかを教務委員会にて検討し、令和元年度から意見聴取を行う。